

前橋市立大胡東小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定にあたり

(1) 基本的な考え方や方針等

本方針は、人権尊重の理念に基づき、前橋市立大胡東小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるように、いじめを根絶することを目的に策定するものである。

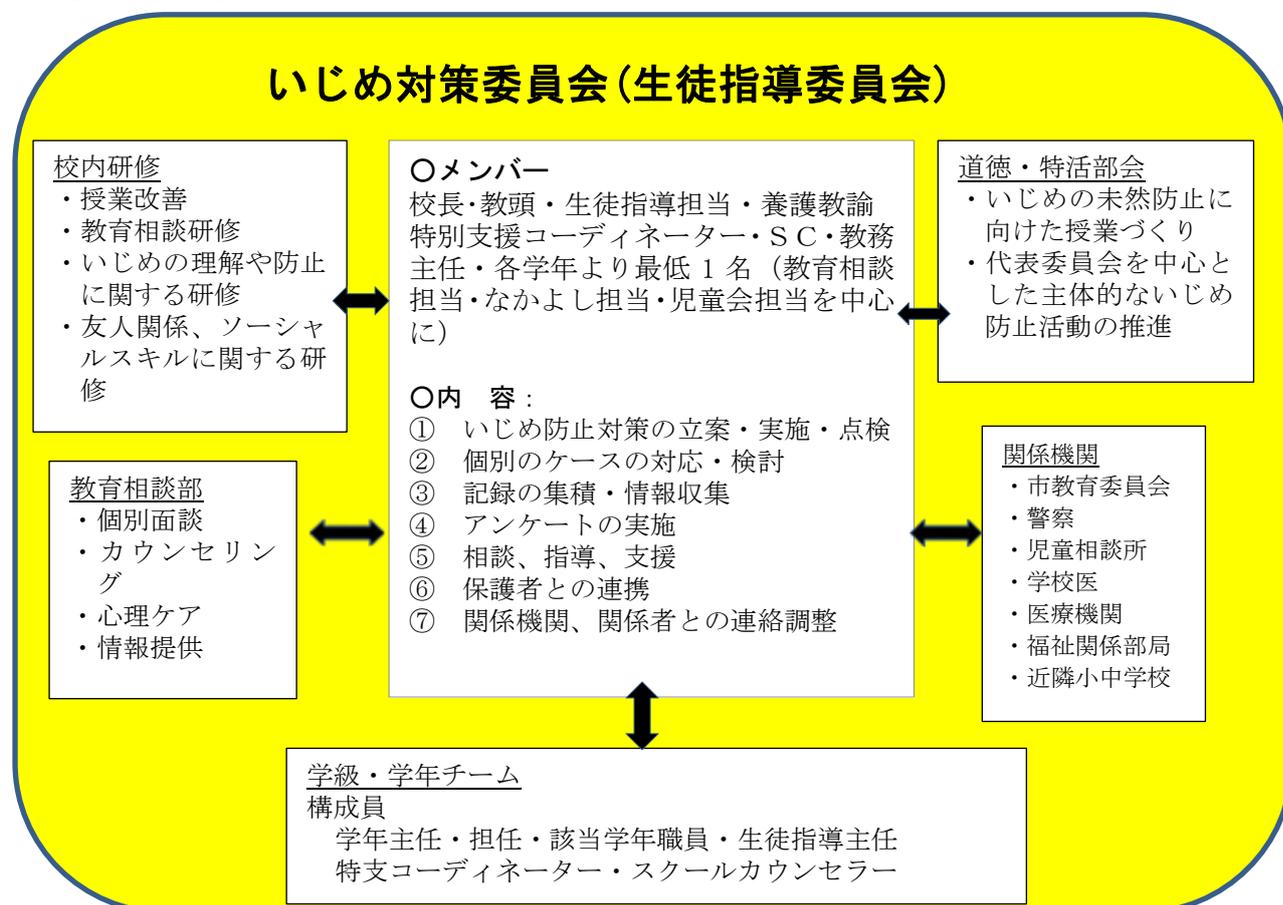
いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。ポイントは以下の通りである。

- ・ 絶対にいじめを許さない、また見逃さない雰囲気づくりをする。
- ・ 児童一人一人の自己肯定感・自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・ いじめを早期に発見するために、日常的な児童との関わりを深めることを大切にし、相談やアンケート等も活用しながら児童の生活状況の把握に努める。また、児童のささいな変化を見逃さないために、保護者との連携に努める。
- ・ いじめの早期解決のために、当該の児童の安全を保証するとともに、必要に応じて関係機関や専門家の助言・協力を求めながら解決にあたる。
- ・ 事後指導については、学校と家庭が相互に連携、協力しながら行う。

(2) めざす児童像

- ・ 他人の気持ちを共感的に理解し、お互いの人格を尊重できる子
- ・ 他者と円滑にコミュニケーションを図ることができ、正しい社会性を身に付けた子
- ・ ストレスに適切に対処できる力を持ち、自己肯定感・自己有用感を感じられる子

2 組織及び校内体制について



3 いじめの未然防止

(1) 基本方針

人間尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む姿勢を全教職員で共有する。

(2) 未然防止のための措置

- ・ すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、望ましい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる環境を整える。
- ・ 「教育活動の充実」「分かる授業」「心地よい居場所づくり」「互いのよさを認め合える望ましい人間関係の構築」「豊かな体験」「異学年での人間関係づくり」「高い規範意識をもつ集団」等をキーワードとして、主体的ないじめ防止への取組を支援する。
- ・ 様々な活動を通して、自己有用感を醸成し、いじめの未然防止につなげる。
- ・ 発達障害等について適切に理解したうえで、一人ひとりを大切にしたい指導をする。

(3) 保護者・地域・他校との連携

- ・ H Pや学校だより、学級懇談会等を通じて、「大胡東小学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を構築していく。
- ・ 学校支援センターの機能を充実させたり、保護者との連携を日ごろから大切にしたりして、風通しの良い「家庭・地域とつながる学校づくり」を推進し、保護者や地域との好ましい関係を構築する。
- ・ 豊かな体験活動を通して、人と人との交流によるきずなを体感できるよう、P T A活動や地域が主催する健全育成活動（のびゆく子どもの集い、カルタ大会、ボランティア活動等）との連携・協力を図る。
- ・ 地域全体で子どもたちを温かく見守っていく雰囲気醸成のため、地域の自治会、健全育成団体、民生児童委員等との定期的な情報交換に努める。
- ・ 中学校区を基本として、取組についての他校との情報交換を積極的に行う。

(4) 校内研修

- ・ 児童が学びやすく、確かな学力の定着に必要な学習規律や学習環境、学び方やユニバーサルデザイン等についての理解を深める研修を行い、分かる授業やすべての児童が参加できる（居場所のある）授業の実践を積み重ねていく。
- ・ 集団における良好な人間関係を構築するため、グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等について、その指導法等を研修し教師の指導力を強化する。
- ・ 予防的な教育相談の技術を高めるために、必要に応じて心理、福祉、医療等に関する専門的な知識を有する講師を招き、研修を実施する。

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

早期発見のため、「児童のささいな変化に気付く」「気付いた情報を確実に共有する」ことを徹底する。また、いじめは、大人の目の届きにくいところで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするので、職員が組織として早期の発見に取り組む。さらに、家庭・地域と協力・連携しながら情報の共有を図り、一丸となり全力で実態把握に努める。

(2) 生徒のささいな変化に気付くための取組

- ・ 日常生活の見取りによる発見
日ごろの子どもとの交流を大切に、日常生活の観察や見取り・いじめチェックリスト等を活用するなどして、児童の気になる変化や行為を見逃さない。さらに、気になることがあった時は、職員間・保健室等と情報を共有し複数の目で見守る。(5W1Hを簡単にメモし、情報を共有できるように準備する。)
- ・ 悩みごとやいじめアンケートによる発見
いじめはいつでも、どこでも、だれにでも起こり得るという観点から、原則毎月1回のアンケートを実施し、悩みごとを抱えた児童の発見に役立てる。
- ・ 教育相談(個別面談)による発見
子どもの生活を把握することを目的に、意図的・計画的に個人面談を実施する。必要に応じて、保護者や児童に働きかけ、スクールカウンセラーと連携しながら個人面談を実施する。
- ・ 保護者や地域との協力・連携による発見
学校のいじめ防止への取組を周知し、日常的な連携に努め、共通の認識のもと、いじめの発見のための協力を得る。また、PTAの会議や面談・家庭訪問等でも積極的に保護者と情報を共有していく。

(3) 情報を確実に共有するための取組

いじめ事案への対応策を分析及び検討するため、指導の記録を集積し共有していくとともに、共通のフォルダへのデータ保存を徹底する。

5 いじめに対する対応

(1) 基本方針

いじめと思われる事案が生じた時は、いじめ対策における中心組織である「いじめ対策委員会」を設置する。

委員会は、各事案に対していじめとしての対応の必要性であるとか、緊急性や重大さ等について協議し今後の対策・対応について判断する。

(2) いじめ解決に向けての対応

- ・ 遊びやふざけあいなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・ いじめを発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や管理職に報告し、いじめ対策委員会で対応について協議する。
- ・ いじめ対策委員会の方針をもとに、学級・学年チームを中心として組織で対応する。
- ・ 関係児童等に聞き取りを行うなどして事実関係を明らかにする。
- ・ いじめられた児童には、「最後まで守り抜く」ことを伝え、安心して学校生活を送れるよう支援する。
- ・ いじめた児童には、事実に基づいた指導を行うとともに、児童が抱える問題にも目を向けて支援する。
- ・ 関係する保護者には、事実を伝え理解と協力を得る。
- ・ いじめが解消したと思われる場合でも、最低3ヶ月間は見守りを続ける。

(3) 重大事態発生の場合

○重大事態の定義

- ・ いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- ・ いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められた場合
- ・ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

○重大事態への対応

- ・ 市教育委員会と連携した取組や対応を行う。
- ・ 学校下に調査組織を立ち上げ、いじめ対策委員会を中心として組織的に対応する。
- ・ 関係児童・職員等へ事実関係を明確にする調査（聞き取り・アンケート等）を実施する。
- ・ 被害児童の保護と加害児童及び他児童への対応やケアを行う。
- ・ 保護者や地域住民への情報提供やマスコミへの対応を適切に行う。

(4) ネット上のいじめに関すること

- ・ インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラル学習の実践により、児童のメディアリテラシーの育成を図る。
- ・ 県や市主催の講習会を活用し、教職員の携帯・インターネット等の問題への理解を深める。
- ・ 市教育委員会ネットパトロールや学校外の機関・組織とも連携して、事実確認や関係児童の把握等の事実調査を進めていく。

(5) その他

関係機関との連携について

市教委・教育事務所等	いじめ報告 対応についての相談
児童相談所やこども課・警察	暴行や傷害などが発生した場合の対応や心のケア等
医療機関	外傷や心的外傷をおった場合の対応

6 その他

(1) 評価と改善について

アンケートや聞き取り調査等を実施し、定期的に児童の様子についてチェックするとともに、PDCAサイクルにより「いじめ防止活動」の改善を図っていく。

(2) 保護者・地域への情報発信と啓発活動について

学年・学級懇談会等で児童が主体的に取り組んでいるいじめ防止活動や学校行事について情報発信する。また、市教育委員会と連携して携帯やインターネットに関わるいじめ問題についての研修会や講座を開催する。

■ いじめ発見のチェックポイント(学校用)

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることです。学校で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものがあげられます。

学 校	教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発する小さなサイン(言葉や表情、しぐさ)を見逃さずに、早期に対応することが大切です。
朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。 <input type="checkbox"/> 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。 <input type="checkbox"/> 表情がさえず、うつむきがちになる。 <input type="checkbox"/> 出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
授業開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 用具・机・椅子等が散乱している。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている。 <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 席を替えられている。
授業中	<input type="checkbox"/> 頭痛・腹痛を頻繁に訴える。 <input type="checkbox"/> 保健室によく行くようになる。 <input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。 <input type="checkbox"/> テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
休み時間	<input type="checkbox"/> 教室や図書室で一人でいる。 <input type="checkbox"/> 今まで一緒だったグループからはずれている。 <input type="checkbox"/> 訳もなく階段や廊下を歩いたり、用もないのに職員室に来たりする。 <input type="checkbox"/> 友だちと一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友だちについていく。 <input type="checkbox"/> 理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたりする。
給食時	<input type="checkbox"/> 机を寄せて席を作ろうとしない。 <input type="checkbox"/> その子どもが配膳すると嫌がられる。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる。(盛りつけをしない。わざと多く盛りつける) <input type="checkbox"/> 食欲がない。 <input type="checkbox"/> 笑顔が無く、黙って食べている。
清掃時	<input type="checkbox"/> その子どもの机や椅子だけが運ばれず、放置されている。 <input type="checkbox"/> その子どもの机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いたりする。 <input type="checkbox"/> 他の子どもと一人離れて清掃している。 <input type="checkbox"/> 皆の嫌がる分担をいつもしている。 <input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる。
放課後	<input type="checkbox"/> 下校が早い。あるいはいつまでも学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。 <input type="checkbox"/> みんなの持ち物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 通常の通学路を通らずに帰宅する。 <input type="checkbox"/> 靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
その他	<input type="checkbox"/> 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。 <input type="checkbox"/> 叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。 <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。 <input type="checkbox"/> 教師と視線を合わさない。話す時に不安そうな表情をする。 <input type="checkbox"/> 宿題や集金などの提出が遅れる。 <input type="checkbox"/> 刃物など、危険な物を所持する。